

# 令和4年度 岩野田中学校部活動方針

## 1 目的

部活動に積極的に参加し、体力、技術の向上を図るとともに、仲間と共に励まし合い助け合える生徒を育てる。

縦割り集団の中で、あいさつや正しい言葉使いなどを身に付け、社会性を高める。

## 2 部活動に関する基本方針

毎年、第1回の職員会に提案し、本年度の活動方針を下記の規約・方針に則り運営する。

## 3 規約・方針及び、実施の重点

### ◎ 部活動指導について

(1) 原則として全職員による複数顧問制とし、職員の希望や種目の特性を配慮して、顧問を決定する。(ただし、文科系の顧問は1名の場合もある。)

部活動における指導は各部の顧問、外部指導者で行う。

バレーボール女子、バスケットボール男女、剣道、野球、サッカー 陸上、テニス男女、水泳、美術、合唱
---

(2) 部活動における生徒指導を各顧問でしっかり行っていく。

(3) 休日に部活動として行う場合は、顧問、もしくは部活動指導員1名は登校する。

(4) 部活動における諸問題については、部活動顧問会で解決策等を協議し、職員会で承認を得る。

※部活動顧問会は、年度初め・中体連壮行会前・夏休み前の3回は行う。

(5) 部長会および部室点検(各顧問)を行い、各部の交流を図るとともに、指導を徹底する。

(6) 各部で部活動のミーティングや育成会を定期的に行うようにする。

(7) **熱中症予防のため、環境省の「熱中症予防情報サイト」において、「暑さ指数」が31以上になり「危険」と示された場合は部活動を中止する。(合唱部・美術部は中止の対象外)「嚴重警戒」を示された場合も、休憩スペースを冷房した上で、十分に休憩をとるように配慮する。**

### ◎ 活動について

(8) 部活動は、自由加入制とする。やむを得ず転退部する場合は、本人・保護者連記の上、学級担任、所属する部の顧問、転部先の顧問(転部のみ)の了承を得て、部活動主任へ届出を提出する。

\*5月時点で入部を希望しなかった者の途中入部は、顧問・保護者・担任の了承を得た場合のみ許可する。→入部確認書の提出

\*転・途中入部希望者には、仮入部期間(2週間程度)を設け、熱意や活動態度等を顧問が判断し、入部を許可するかどうか判断の目安とする。

(9) 部活動の新設・廃止については、必要な選手数に達しているかなどの資料をもとにして運営委員会で検討し、職員会で承認を得る。

\*希望者のいない部については、閉鎖することを原則とする。

(10) 部費は月額1000円を上限とし、800円程度とする。保護者会で集金業務等を行う。選手輸送費用等で別途経費が生じた場合は、保護者会で協議する。

(11) 部活動の活動時間は次のように定める。下校の15分前には活動をやめ、下校の準備をさせる。下校の指導を、顧問は生活指導部とともに行う。

\*平日：5日間のうち1日以上以上の休養日を設け、活動時間は2時間程度とする。

(休養日は月曜を原則とする。朝練習も行わない。)

\*休日：(土曜・日曜・祝祭日)・長期休業日

8:30~17:00 もしくは 月別下校時刻(11月~2月)の早い方

ただし、季節や天候に応じて、活動開始時刻を早めることができる。

### \* 土曜授業実施日

13:30～15:15(前半) 15:15～17:00(後半)

(下校時刻に合わせて調整する)

- (12) 職員会・学年会・指導部会・校外研修等の場合は活動をしない。
- (13) 期末試験の1週間前から部活動停止とする。実力テストの日の朝は活動しない。
- (14) 朝練習については実施しない。
- (15) 休日(土日、祝祭日)、長期休業日、三者懇談や家庭訪問で活動が後半に組まれた場合は、ヘルメットを着用することを条件に自転車に乗って登校しても良い。  
\*条件(約束)が守れない部については、自転車登校を許可しない。
- (16) 活動時の服装は、制服、体操服、部で統一した練習着、ユニフォームとする。  
\*冬季の防寒具のない部は部で統一して購入した上着を着用して活動してもよい。
- (17) 水分補給のための飲料は、お茶の他に必要な場合だけスポーツドリンクも認める。  
ただし、ペットボトルのままではなく、水筒に入れて持ってくるように指導する。
- (18) 土・日曜は、いずれかを休養日とする。但し、土・日と連続して公式試合や大会がある場合は、学校長の許可を得て参加、活動することができる。その場合、翌週か別の土・日曜を休養日とする。
- (19) 夏季休業中の活動日は、ある程度まとまった休養期間を設け、生徒の過重負担にならないように活動の計画を別途作成す。また、夏季閉庁期間は原則活動しない。  
ただし、中体連の大会などへの参加やそのための練習に限り、学校長の許可を得て活動できる。
- (20) 冬季休業中のうち、閉庁日は活動しない。
- (21) 年度末・年度はじめの休業中は、会議のある時間は活動しない。
- (22) 休日、長期休業日について、活動時間は3時間までを原則とする。
- (23) 授業日に大会等で授業を欠席・遅刻・早退する場合は、顧問は「授業日の欠席届」を生徒に配布し、各担任に提出させる。その際の基準として、後援に岐阜県教育委員会、または岐阜市教育委員会があることが条件となる。
- (24) 各顧問は毎月15日までに、次の月の活動計画表を部活担当に提出し、部活動担当はクラブとの連絡調整を行う。

**資料** 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議(H30.1.16 スポーツ庁)  
～運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子(案)～ から

### 3 適切な休養日等の設定

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
  - ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。)
  - ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
  - ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 都道府県は、…「運動部活動の在り方に係る方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- 学校設置者は、…「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

#### 4 保護者クラブについて

部活動は土・日曜のどちらかを休養日とするが、生徒や保護者の希望がある場合、「保護者クラブ」を組織して活動することもできる。その際、すべての休養日を活動するのではなく、一ヶ月の休養日の半分程度は活動を行わないようにして、生徒の加重負担にならないようにする。

##### (1) 「設立」について

- ・校長に「保護者クラブ設立申請書」を提出する。その際、「規約」も提出する。学校は、これをもって承認するかどうかを判断する。

##### (2) 「運営」について

- ・運営は、保護者クラブに属する生徒の保護者が責任をもって行う。
- ・保護者クラブの責任者を位置づける。  
(「保護者クラブ設立申請書」の中に責任者の連絡先を記載する。)
- ・部活動の顧問は参加しないので、指導者を明確に位置付ける。
- ・運営にかかわる費用は、受益者負担とする。部費とは別に、クラブ会費によりまかなう。
- ・ケガ、事故、傷害賠償等に備えたスポーツ安全保険に加入する。

##### (3) 「活動」について

- ・活動内容、活動時間については、学校と連携を取りながら部活動を踏まえたものとする。
- ・活動場所は部活動を優先する。活動場所の空き状況については、前月の中旬までに保護者クラブ責任者に連絡する。それを参考にして活動計画を作成し提出する。複数の保護者クラブが重なる場合は抽選する。

(例) < 5月の場合 >

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 4月15日までに | ・部活動の計画を保護者代表へ。      |
| 4月20日までに | ・保護者クラブ活動計画を学校(教頭)へ。 |
| 4月25日    | ・活動時間が重なった場合の調整日     |

- ・学校施設利用で鍵が必要な場合は活動前の金曜日の16時45分までに教頭から鍵を借用し、月曜日の朝に教頭へ鍵を返却する。  
(祝日等がある場合は、祝日の前日、祝日が終わった翌日)
- ・屋外の活動を行う保護者クラブについて雨天時の場合は活動を中止する。
- ・運営責任は保護者にあるが、生徒の健康安全や学校生活等への影響を踏まえ、活動内容や活動時間について学校長が指示を行うこともある。従えない場合は活動の停止もあり得る。

#### 【保護者クラブ活動可能日の例】

土日が8日間あり、毎週土曜日に部活動がある場合、保護者クラブの活動は4回ある日曜日のうち2回までとなる。  
土日が8日間の場合、部活動と保護者クラブの活動の合計の上限は6日間となる。

#### 5. 部活動の地域移行について

現在設立されている「保護者クラブ」を「地域のクラブ(学校とは完全に別組織として活動)」として移行できるように進めていく。